担任

第12号様式-2　　2026.4.1～

欠席届（感染症）

年　　月　　日

大阪公立大学工業高等専門学校長　様

総合工学システム 学科　　学年　　組
コース　　学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

学生氏名　　（自署）

保護者等氏名　　（自署）

次のとおり欠席しましたので、届け出ます。

記

期　　間　　年　　月　　日（　　曜日）から　　年　　月　　日（　　曜日）まで

理　　由　次のいずれかに☑のこと

□ 医師の診断の結果、学校感染症に該当しなかった

（感染症検査をしたことがわかる診療明細書の添付により病院受診日のみ出席停止。裏面「学校感染症に関する意見書」は不要。）

□ 医師の診断の結果、下記の学校感染症に該当し、「学校感染症に関する意見書」がある

（裏面の「学校感染症に関する意見書」が必要。療養期間は出席停止。療養期間の始期と終期が明記された医療機関発行文書でも代用可。）

学校感染症：インフルエンザ・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・
新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎・その他（　　）

（備考）

○ 担任のサインを受けてから学務課に提出してください。
○ 欠席期間の最終日の翌日を起算日として、**10業務日以内に提出**してください。期限内に提出されない場合、原則として出欠および成績上の配慮は行いません。
○ 初診日の翌日を起算日として1週間(7日以内)の再受診は、原則1回のみ出席停止を認めます。(初診日と再受診日で最大2日間)
初診日と再受診日は連続していなくても可。受診日以外は通常欠席です。
○ 出席停止は、病院で診断された日以降の療養期間のみ認められます。

学校保健安全法施行規則第十八条・第十九条

感染症		出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ 解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ 症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※その他の感染症に下記感染症を含む場合もある 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症　など	

学生細則第15条

主治医　様

お手数ですが、本校学生の学校感染症に関する意見書について記入していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、学校感染症に関する意見書に代わる医療機関発行文書がありましたら本書への記入は不要です。

大阪公立大学工業高等専門学校長

学校感染症に関する意見書

学生氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診断名
（いずれかに丸を付けてください）
インフルエンザ・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・
風しん・水痘・咽頭結膜熱・新型コロナウイルス感染症・
感染性胃腸炎・その他（　　）

上記疾病を発病し

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までの療養を指示しました。

年　　月　　日

医療機関名

医　師　名